

死体遺棄罪の保護法益と 作為による遺棄の意義

酒 井 智 之[※]

- I はじめに
- II 保護法益を巡る従来の議論
- III 社会一般の敬虔感情を具体化する見解
- IV 二元説と葬送説の検討
- V 私見
- VI おわりに

I はじめに

1. 問題の所在

死体遺棄罪を巡る従来の議論では、葬祭義務者等による死体の放置・隠匿について不作為による死体遺棄罪の成否が盛んに論じられてきたが、近時の裁判例では、作為による死体遺棄罪の成否について注目に値する判断が相次いで示されている¹⁾。議論が手薄だった作為の死体遺棄罪についても、再検討すべき時期がやってきている。

一般に、死体遺棄罪における「遺棄」とは、習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで死体等を放棄することとされており²⁾、判例上、死体を山中・海中に投棄する行為³⁾のほか、床下に死体を隠匿する行為⁴⁾についても成立が認められている。また、死体遺棄罪を含む刑法 190 条に規定された罪の保護法益は社会一般の敬虔感情とされており⁵⁾、判例も死体損壊罪と死体遺棄罪について、個人的法益に対する罪ではなく「死體ニ對スル一般宗教的感情ヲ害スル公益犯罪」とす

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 21 巻第 3 号 2022 年 11 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科講師

る⁶⁾。前述の定義において、「習俗上の埋葬等とみられる方法」による死体の放棄・隠匿が死体遺棄罪にあたらないのは、このような保護法益の理解に基づくものと考えられる。

しかし、遺棄や放棄・隠匿は、形式的に捉えれば、死体のごく僅かな場所的移動や放置を広く含むものになりかねない。他方で、法益侵害の有無という点では、一般的に行われている方法で死体を葬る行為⁷⁾につき死体遺棄罪の成立が否定されることに疑いがないとしても、敬虔感情という保護法益は極めて抽象的であり、具体的にいかなる行為がそれを害するかを判断することは容易ではない。意味内

-
- 1) 福岡高判令和3年6月25日高刑集73巻1号6頁は、車両内で死亡した者の死体を後部座席に乗せたまま、口裏合わせの時間稼ぎのため1時間弱の間、車両を走行させて死体を運搬した行為につき、「死体発見の困難性が一定程度増したとしても、その程度はわずかであり、時間的にも短時間であるから、それが宗教風俗上、死体の処置に関し、許容されない程度に至ったとはいえない」として、死体遺棄罪の成立を否定した。本判決の原審である福岡地判令和3年1月21日(LEX/DB文献番号25571325)の評釈として、伊藤嘉亮「判批」刑ジャ69号244頁以下(2021)、高橋直哉「判批」法教489号170頁(2021)。

福岡高判令和4年1月19日(LEX/DB文献番号25591642)は、ベトナム国籍の技能実習生が、死産した嬰兒の死体を後に私的に埋葬するため、その死体をタオルで丁寧に包んだ上で二重に段ボール箱に入れ、自室内の棚の上に1日以上に渡って置き続けた行為につき、「他者により適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させたという点において、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する」として、死体遺棄罪の成立を肯定した。本判決の原審である熊本地判令和3年7月20日(LEX/DB文献番号25571735)の評釈として、福永俊輔「判批」西南学院大学法学論集54巻2号143頁以下(2022)。

- 2) 大塚仁ほか編『大コメンタール刑法(第3版)第9巻[第174条～第192条]』(青林書院、2013)245頁〔岩村修二〕。
- 3) 大判大正8年5月31日刑録25輯727頁、大判昭和8年7月11日大刑集12巻1290頁集刑47号405頁など。
- 4) 最判昭和24年11月26日刑集3巻11号1850頁、最判昭和26年6月7日集刑47号405頁など。原田保「死体遺棄罪成立範囲の変遷」愛知学院大学宗教法制研究所紀要61号79頁以下(2021)は、隠匿類型の位置付けについて変遷があったことを指摘する。
- 5) 岩村・前掲注2)238頁。
- 6) 大判昭和8年7月8日刑集12巻1195頁。
- 7) 現在の我が国において、最も一般的な葬法は、死体を火葬場で焼却し、焼け残った遺骨(焼骨)を骨壺に収納し、それを墓の納骨室(カロート)や納骨堂に収蔵するというものである。死体を収めた棺を土中に埋めて葬る埋葬(土葬)も一部の地域で行われているが、件数としてはごく少数に留まる。厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)編『衛生行政報告例 令和2年度』(厚生労働統計協会、2022)184頁によると、2020年度に行われた埋葬・火葬の総数は1,430,233件であったが、そのうち火葬は1,429,840件であり、埋葬は393件に留まる。

容が希薄な行為態様と抽象的で曖昧な保護法益の理解に基づいて具体的に成立範囲を画する説明を与えることは困難であり、それは葬送類似の態様ではない行為について特に顕著である⁸⁾。死体遺棄罪の成立範囲を明確にするためには、保護法益を具体的に捉えた上で、それに基礎づけられた形で「遺棄」の意義を明らかにする必要がある。

本稿は、以上のような問題意識に基づいて、死体遺棄罪の保護法益とそれに基づく「遺棄」の意義について整理・検討を行うことで、それらの具体化・明確化を試みる。具体的な検討の手順は、次の通りである。まず、保護法益を巡る従来の議論を概観し、保護法益を個人的法益と解する見解について検討を行った上で、それを国家的法益や敬虔感情以外の社会的法益と解することはできないことを簡単に確認する(Ⅱ)。次に、敬虔感情という抽象的な保護法益をより具体的に捉えようとする見解として、敬虔感情の二面性に着目する見解(二元説)と葬送という営みの保護に限定する見解(葬送説)を取り上げ(Ⅲ)、その当否について検討する(Ⅳ)。最後に、二元説と葬送説の難点を踏まえて、保護法益を具体化し、それに基づいて遺棄の意義を明らかにする(Ⅴ)。なお、主たる検討対象は死体遺棄罪であるが、保護法益や体系的な位置づけを巡る議論は同一の条文に規定された死体損壊罪・死体領得罪にも共通するところが少なくないことから、必要に応じて他の行為類型についても検討の対象とする。

2. 用語の整理

具体的な整理・検討に入る前に、用語について若干の整理を行う。従来の議論では、「埋葬」という用語が死体を葬る行為一般を指すものとして広く用いられ

8) たとえば、路地裏で死体を発見した者が、死体を2、3メートルほど移動させて人の往来する道路上に放置して立ち去ったという事案を想定すると、一応の場所的移動があることから形式的に「遺棄」と認める余地があり、他方で、この行為が習俗上の葬送にあたることは明らかである。通説的な理解によると、このような行為が敬虔感情を害するかどうかという漠然とした問いのみが与えられることになる。この点について議論が不十分であった背景には、そもそも作為による死体遺棄罪を巡る議論が盛んとは言い難かったことに加えて、撒骨や鳥葬のような、一応は死体を葬送するための行為と評価し得るが、それによって敬虔感情が害されると認められるかについて争いのある事案が主として念頭に置かれていたという事情があるように思われる。

ているように見受けられる⁹⁾。しかし、「墓地、埋葬等に関する法律」(以下、墓
埋法という)における「埋葬」とは「死体(……)を土中に葬ること」(墓埋法
2条1項)、すなわち土葬であり、これが字義通りの理解といえよう。もっとも、
この意味での埋葬は、現在では極めて例外的なものである¹⁰⁾。死体を火葬した
後についても、焼骨を埋蔵・収蔵する施設が地上に設けられていることは少なく
なく、近時では、焼骨を墓地等に収めず海や山に撒く撒骨や自宅等で保管する手
元供養といった新たな葬法も広まりつつある¹¹⁾。したがって、死体を葬るとい
う習俗・慣習において「埋める」という要素はもはや重要ではない¹²⁾。それ
にもかかわらず、一般に死体を葬ることを埋葬と呼ぶのは無用の混乱を招きかね
ない。本稿では、方法を問わず死体を葬ることを一般的に「葬送」と呼ぶことにす
る。

II 保護法益を巡る従来の議論

前述の通り、通説は、保護法益を死体に対する社会一般の敬虔感情という社会
的法益と解している。これに対して、一部の学説は、本罪の保護法益を個人的法
益に求める¹³⁾。また、国家的法益に対する罪や敬虔感情以外の社会的法益に対
する罪と解することが自明に排除されるわけではない。

1. 個人的法益に対する罪としての理解

個人的法益として考えられるのは、①遺族など死者以外の者の個人的利益

9) 萩野貴史「死体遺棄罪における『遺棄』概念に関する覚書」名古屋学院論集社会科学篇
53巻4号187頁以下(2017)195頁、松尾誠紀「死体遺棄罪における保護法益の実質とそ
の成否判断——死体の新たな遺棄の有無を題材に——」北大法学論集72巻5号49頁以下
(2022)53頁・脚注13)など。

10) 埋葬・火葬の実施状況について、前掲注7)参照。

11) 原田保「新たな葬法に関する遺骨遺棄罪等の成否——撒骨(散骨)および手元供養を主
題として——」愛知学院大学宗教法制研究所紀要58号45頁以下(2018)参照。

12) 原田保「死体損壊・死体遺棄罪の成立範囲」愛知学院大学法学研究46巻2号1頁以下
(2005)5-8頁は、現行法制度の根底に土葬原則思想があったことを指摘しつつ、「今日の
法解釈に際して土葬原則思想を前提としなければならない理由はない」とする。

と¹⁴⁾、②死者の人格権や自己決定権といった死者本人の個人的利益¹⁵⁾である。

①の理解を徹底すると、死体に関する遺族の利益が保護されるに過ぎないから、遺族自身が死体を遺棄・損壊した場合や遺族の同意の下で第三者がそれらの行為を行った場合には、死体損壊等罪の成立は否定されることになる。確かに、臓器移植法に基づく死体からの臓器の摘出は遺族が拒絶する場合には行うことができないように¹⁶⁾、死体の取扱いについて遺族に一定の法的な利益が認められるとの理解も一概には否定し難い。しかし、遺族による死体の損壊・遺棄を広く本罪の成立範囲から除外することには疑問がある。また、祭祀を行うべき遺族のいない死体を損壊・遺棄した場合に死体遺棄等罪の成立を否定することが妥当とは思われない¹⁷⁾。

②の理解によると、死体遺棄等罪の成否が問題となる場面では、人格権あるいは自己決定権の帰属する本人は既に死亡しているにもかかわらず、死亡後もその保護が継続・延長されることになる¹⁸⁾。まず、死者も精神的存在として「世界

13) 松宮孝明『刑法各論講義（第5版）』（成文堂、2018）427-429頁、平川宗信『刑法各論』（有斐閣、1995）260頁、宮崎真由「『死者の人格権』の可能性——臓器移植法改正に向けて」現代文明学研究4号195頁以下（2001）203頁以下、石橋明「刑事法的視点(2)」比較法研究46号94頁以下（1984）。齊藤誠二『刑法における生命の保護（3訂版）』（多賀出版、1992）273-274頁は、死体損壊罪について、死者の人格権の保護が中心であるとしながらも、副次的に近親者の敬虔感情を保護し、三次的に死後も死体の完全性が侵害されないという生者の信頼を保護するものと理解する。内海朋子「感情の刑法的保護について」長井圓古稀『刑事法学の未来』351頁以下（信山社、2017）358-359頁は、「中核的な保護法益」は「死者の人格そのもの」としつつ、社会的に認められた方法で葬送すれば「死者の人格の尊重が擬制される」とする。

14) 石橋・前掲注13）96頁は、臓器移植において本人よりも強く認められる遺族の権限は「遺族に対する近親遺族の追慕の念、および死によっても消失することのない家族の共同関係感情、そして遺体にさざげられる遺族の倫理的、宗教的感情としての敬虔の念として、十分に保護に値するもの」とする。ただし、死体損壊罪については社会的相当性の判断が本人・遺族の承諾の有無に先行するとしており（同98頁）、必ずしも遺族の権利に強い保護を与えているわけではない。なお、ドイツ刑法168条には死者の平穏を害する罪が規定されているところ、Thomas Fischer, StGB, 69. Aufl., 2022, §168 Rn. 2 (S. 1245) は、とりわけ遺族の敬虔感情が保護されているとするのが通説であるとする。

15) 松宮・前掲注13）429頁、斎藤・前掲注13）273-274頁、平川・前掲注13）260頁、宮崎・前掲注13）203頁以下。

16) 臓器移植法6条1項参照。保護法益を個人的法益に求める見解は、我が国では臓器移植の問題を念頭に主張されてきた点に注意を要する。

17) 林幹人『刑法各論』（東京大学出版会、1999）404頁。

を構成する現存在」と認め、その人格的利益を保護しようとする見解¹⁹⁾については、死者は法益主体になり得ないとの批判²⁰⁾が妥当するだろう。これに対して、「ここで重要なのは生前の条件付き処分であって、およそ意思能力のなくなった死後の処分を問題としているわけではない」として、生前の自己決定の要保護性を死後においても認める見解がある²¹⁾。死後に生じる事柄もときに重大な関心事になり得るところ、自己決定に死後も一定の拘束力を認め、その期待を法的に保護することが不可能とは思われない。問題となる場面において当該意思決定を行った本人は既に死亡していることから、厳密には生前の自己決定が死後も貫徹されることへの公衆の期待・願望を保護するものと整理すべきかもしれないが、生前の自己決定を法益侵害の有無の決定的な基準として採用する限りで、保護法益を個人的法益に求める見解に位置づけることは可能だろう²²⁾。

問題は、その当否である。仮に死体の取扱いについて死者本人の生前の意思が貫徹されるべきであるとする、(ア)一般的に適切な方法で葬送を行ったが、それが死者本人の生前の意思に反する場合には本罪の成立が認められ、他方で、(イ)死体をばらばらに切断して地中に埋めたが、それが死者本人の生前の意思に合致する場合には本罪の成立が否定されることになるが、このような帰結に対しては批判が見られる²³⁾。まず、死体の取扱いについて死者本人の生前の決定に拘束されるべきであるという社会的合意があるとは言い難く、生前の意思に反するとしても、適切な葬送である限りで刑法的な禁圧には値しないと評価すべき

18) 齊藤・前掲注13) 273頁。

19) 平川宗信『刑法各論』(有斐閣、1995) 259-260頁。

20) 松原芳博『刑法各論(第2版)』(日本評論社、2021) 532頁、浅田和茂=井田良編『新基本法コンメンタール刑法(第2版)』(日本評論社、2017) 407頁〔嘉門優〕。

21) 松宮・前掲注13) 429頁。

22) 敬虔感情を「『自分が死んだ後、このような取扱いを受けたくない』という人々の願望ないし期待」と解する見解(松原・前掲注20) 532頁)とは異なる点に注意を要する。この見解は、一般の人々が「自分はこのように扱いを受けたくない」と思うような願望・期待を問題とするために、「生前の本人の意思は、一般の人々の意識による選別を経た上で尊重される」(松原・前掲注20) 532頁)ことになるが、本文で述べた見解は社会一般の「死後に自分の意思に反した扱いをされるべきではない」という願望・期待が問題となるために、死者本人の意思が決定的な基準となる。

23) 西田典之ほか編『注釈刑法第2巻各論(1)』(有斐閣、2016) 676頁〔嶋矢貴之〕、萩野・前掲注9) 193頁。

である²⁴⁾。批判する学説が述べるように、(ア)の場合に本罪の成立を認めることには問題がある。もっとも、放置すれば腐敗が進んでいく死体を葬送したいと人々が思うのは自然なことであり、死後の自己のありようについて死者本人に法的利益を認め得るとしても、葬送されない権利や葬法の選択権までは認められないと考えることは可能である。そうだとすると、(ア)の場合に本罪の成立が認められるという帰結は必然的ではない²⁵⁾。次に、(イ)のような場合については、「困難な問題である」としつつも、遺言による撒骨を死体損壊罪に問う見解が見られないことに着目して、「わが社会が価値観の多様性を相当に広く尊重する規範をもっているのなら、本人の意思になかった死体の取り扱い、死体損壊罪には当たらないと解すべき」とする見解が見られる²⁶⁾。しかし、死者本人の生前の同意さえあれば、死体をばらばらにして放置するような場合についてまで同様の説明を行うことができるかは疑問である²⁷⁾。

さらに、現行法の規律の説明という観点では、死者の生前の意思に反する、あるいは死者の人間としての尊厳を踏みにじる行為は、刑法 190 条に規定された行

24) 伊藤涉ほか『アクチュアル刑法各論』（弘文堂、2007）429 頁（島田聡一郎）は、「死者の生前の意思が社会通念に照らし、あまりに突飛な場合には、その意思に反した場合にまで、死体遺棄罪の成立を認めるべきではない」とするが、死者本人が希望した葬法が社会通念上許容されるものであるとき、それとは異なる社会通念上許容される方法での葬送は死体遺棄罪にあたるとする趣旨であれば疑問がある。たとえば、死者本人は自らの宗教的信条に基づいて火葬ではなく土葬の方法で葬送されることを生前に望んでいたが、遺族がその意思に反して火葬を選んだという場合、たとえ遺族にとって土葬が特に困難なものではなかったとしても、死体損壊・遺棄罪の成立は否定されるべきだろう。

25) ただし、敬虔感情との関係で自己決定権に強い保護が与えられるわけではないとすると、(イ)のような場合に本罪の成立を否定する帰結を導出すること自体が容易ではないようにも思われる。

26) 松宮・前掲注 13) 428-429 頁。

27) 敬虔感情を保護法益と解しつつ、それに合致しない場合であっても、死者本人と遺族の感情が許容する限りで本罪の成立を否定する見解についても同様の疑問がある。萩野・前掲注 9) 194 頁は、「一般国民によれば許容されない葬法」であっても「死者本人や遺族の意思に沿うものであるならば、『本人や遺族が望んでいるのであればそれも認めることが、死者を敬うことにつながるだろう』という意味で、死者に対する敬虔感情に適うものであると解する」が、一般的にそのような敬虔感情があるとは言い難い。ただし、「習俗上の埋葬といえるか疑わしいような死体の取り扱いについても、基本的に本文中の考え方が妥当すると解する」（同 194 頁・脚注 30））としていることから、およそ習俗上の葬送とは考え難い行為を射程外とするものかもしれない。

為態様に限られないという点を無視できない。死体を姦淫する行為や死体の衣服を脱がせて裸体を衆目に晒す行為は、多くの人にとって自らの死体がそのような扱いを受ければ自己の尊厳が傷つけられると感じ、強い嫌悪感を抱くものと考えられ、②の理解からは処罰に値するものと思われるが、「損壊」の意義を相当緩やかに解するものでなければ、死体損壊等罪の成立は否定される。刑法の断片性という観点では当罰的な行為の全てを捕捉する必要があるわけではないものの、行為態様による限定を保護法益と無関係のものと見ることには疑問がある。

したがって、遺族及び死者本人の個人的利益を独立した保護法益と捉えるべきではない。それらは敬虔感情に取り込まれる限りで保護されるに過ぎない²⁸⁾。

2. 国家的法益あるいは他の社会的法益としての理解

実務上、死体の発見・確保は殺人罪等の重大事件の捜査の端緒としての意義を持つところ、死体の損壊・遺棄は証拠隠滅等罪と同様に刑罰権の適正な実現を阻害し得る²⁹⁾。また、「礼拝所及び墳墓に関する罪」の章が宗教的感情・敬虔感情を保護する犯罪群を規定しているとしても、通説が変死者密葬罪を行政刑法的な規定と解しているように³⁰⁾、この章に属する犯罪であることから直ちに保護法益が定まるわけではない。しかし、当然ではあるが死体が犯罪に関係するのは例外的な場合である。刑事事件との関連性が要求されていない死体損壊等罪が刑事司法作用を害することに着目したものとは考え難い。

次に、死体が適切に葬送されると、死体を媒介にした感染症の発生・蔓延が防がれ、それによって一般国民の健康や良好な生活環境が守られることになる³¹⁾。

28) 島田・前掲注24) 428頁。

29) 伊東研祐『刑法講義各論』(日本評論社、2011) 362頁は殺人犯人等が罪証隠滅の目的で死体を損壊・遺棄する場合が少なくないとして「当罰性にも疑問を持たれることは稀である」とし、青柳文雄『刑法通論Ⅱ各論』(泉文堂、1963) 263頁・脚注8)は「遺棄については殺人、傷害致死の犯人の場合には単なる信仰感情を害するということのほかにフランス法の論議のように証拠隠滅的色彩が加わる」ことを指摘する。また、丸橋昌太郎「死体遺棄罪の終了時期」信州大学法学論集16号181頁以下(2011)184頁も参照。

30) 岩村・前掲注2) 218頁。変死者密葬罪の沿革については、京藤哲久「変死者密葬罪の系譜」内田文昭米寿『刑事法学の系譜』793頁以下(信山社、2022)参照。

31) 墓理法は墓地等の管理及び埋葬等が「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」(墓理法1条)を目的としている。

しかし、公衆衛生を害する危険のない行為であれば死体損壊等罪の成立が否定されると解すべきではない。また、刑法 190 条は遺骨・遺髪や納棺物も客体を含むが、これらの損壊・遺棄・領得には公衆衛生上の危険を見出し難い。

3. 小括

以上のような検討を踏まえると、死体遺棄罪の保護法益は、通説的見解が述べるように、やはり社会一般の敬虔感情と解すべきである。しかし、最初に述べた通り、敬虔感情が害されたといえるかどうかを抽象的に問うことは困難であり、通説的理解を前提にするのであれば、保護法益の具体化が求められる。

Ⅲ 社会一般の敬虔感情を具体化する見解

松尾誠紀は、死体遺棄等罪の保護法益を巡る従来の議論が、敬虔感情の保護法益としての適格性や保護法益を個人的法益に求める見解との関係が論じられるに留まっていたことを指摘し、「死者に対する敬虔感情という保護法益理解の具体化ないし実質化」が必要であることを強調する³²⁾。本稿とは異なる出発点を採用の見解ではあるものの、保護法益としての「社会一般の敬虔感情」を具体化することが必要であるとの問題意識は共通のものといえるだろう。その他にも、近時の学説には、死体を葬送する営みとの関係に焦点を合わせて死体遺棄罪の成否を論じる見解が見られる。以下では、敬虔感情の二面性に着目する松尾誠紀の見解と、葬送という営みに着目する見解について概観していく。

1. 敬虔感情の二面性に着目する見解（二元説）

松尾誠紀は、死体に対する敬虔感情から形作られている葬送という習慣について、死者を大切に思う追慕の感情と死者を忌み嫌う拒絶の感情が併存しているこ

32) 松尾・前掲注 9) 52-53 頁。嶋矢・前掲注 23) 670 頁も「相当漠然とした法益であり、要件解釈のための中間項を設定する必要がある」ことを指摘する。もっとも、同 676 頁で中間項として挙げられるのは死者の生前の意思、埋葬の権利義務を有する者の意思、社会の死体取扱いに関する一般的理解である。

とを指摘し³³⁾、その両側面に対応する形で導かれる (i) 死者を肉体的に丁重に扱うべきとする慣習と (ii) 死者が忌み嫌われることのないように扱うべきとする慣習の両者が、死者に対する敬虔感情の実質を表すものであると解する³⁴⁾。これは、保護法益としての敬虔感情を、方向性の異なる別種の感情・慣習として二元的に把握する見解といえる。以下では、この見解を「二元説」と呼ぶ。また、保護法益を構成する各要素については、慣習と感情の相違をひとまず捨象して、それぞれ敬虔感情 i、敬虔感情 ii と呼ぶ。

二元説によると、性質の異なる敬虔感情 i と敬虔感情 ii の双方が敬虔感情の実質的な現れということになるから、このいずれかについて侵害が認められれば、保護法益たる敬虔感情の侵害も肯定される³⁵⁾。具体的に侵害があったと認められる場合として、敬虔感情 i については「死体が埋葬されず腐敗していくがままになる可能性を高める行為」と「死体を不敬に扱う行為」が挙げられ、敬虔感情 ii については「死醜が視認される状況に死体を置く行為」が挙げられている³⁶⁾。このうち死体を不敬に扱う行為と死体の醜い姿が視認される状況に置く行為は、葬送という営みを必ずしも害しない。つまり、葬送が典型的な敬虔感情の表れであることを前提にしつつ、葬送に関するものに限定することなく、敬虔感情の全体的な把握により、その具体化を試みる見解といえる。

2. 死体を葬送する営みに着目する見解（葬送説）

これに対して、近時の学説には「死体遺棄罪は、社会的習俗に従った埋葬がなされた状態の確保を保護するもの」と解する見解が見られる³⁷⁾。葬送という営みに着目した説明それ自体は、葬送義務のない者が死体を自らの支配領域内に隠匿する行為について「埋葬義務者の埋葬を妨げることによって死体に対する敬け

33) 松尾・前掲注9) 59頁も参照する原田・前掲注12) 27頁は、宗教学の知見を援用したものであるが、従来の刑法学説においても、死体・墳墓に対する罪は「死体を『死者』として生存者に類する取扱をしたいという心理と死体に対する原始的な恐怖感の残滓の存在とが作用して設けられた」ものであるとの指摘が見られる（植松正『刑法概論Ⅱ各論（第8版・再訂版）』（勁草書房、1975）235頁）。

34) 松尾・前掲注9) 59頁。

35) 松尾・前掲注9) 60頁。

36) 松尾・前掲注9) 60-63頁。

ん感情を害する」として死体遺棄罪の成立を肯定する見解³⁸⁾が従来から主張されていたところである。もっとも、葬送を妨害することによって敬虔感情が害されるとしても、敬虔感情が害されたと認められるのはその場合に限られるとの理解は示されてこなかったように思われる。前述した近時の学説は、不作為による死体遺棄罪を念頭に置いたものである点には留意すべきだが、「死者を葬送したい」という社会感情のみを刑法的な保護に値するものとして切り出すことで、二元説と異なる方法で保護法益の具体化を図るものと整理できる。以下では、このような形で保護法益としての敬虔感情を具体化する見解を「葬送説」と呼ぶ³⁹⁾。

なお、近時の裁判例には、保護法益を「死者を悼み、適時適切に葬るという宗教風俗上の感情」と捉えるもの⁴⁰⁾や「他者により適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させたという点において、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する」⁴¹⁾と述べるものが見られる。これらは一見すると葬送説と親和的であるが、葬送義務の履行妨害に言及していた従来 of 学説と同様に、保護法益を葬送に関する敬虔感情に限定する趣旨のものといえるかは疑問が残る。

葬送説に依拠すると、死体遺棄罪の成立が認められるためには、抽象的には死体を葬送するという営みを阻害したことが必要になると考えられる。もっとも、葬送説の代表的な論者は死体遺棄罪について「埋葬しないという不作為に本質がある犯罪類型であって、作為はその現象形態の一つにすぎない」との理解⁴²⁾を採っているところ、この見解に従うと死体遺棄罪は葬送義務者の葬送義務違反に本質があり、第三者の作為による死体の遺棄は葬送義務の履行阻害に処罰根拠を持つ二次的な犯罪類型に位置付けられることになるとの指摘⁴³⁾が見られる。

37) 安田拓人「判批」法教 443 号 140 頁 (2017)。大谷實『刑法各論 (第 5 版)』(成文堂、2019) 349 頁は、「本罪は、葬祭に関する良俗を保護し、それによって死体に対する公衆の敬虔感情を保護しようとするもの」とする。抽象的な理解としては社会一般の敬虔感情を保護法益に位置付けつつ、その保護を全うするため葬祭に関する良俗という具体的な保護法益を設定するものと理解できる。

38) 川端博「判批」芦部信喜 = 若原茂編『宗教判例百選 (第 2 版)』214 頁以下 (1991) 215 頁。

39) 松尾・前掲注 9) 57 頁は、このような見解を「埋葬目的一元説」と呼ぶ。

40) 福岡高判令和 3 年 6 月 25 日・前掲注 1) 参照。

41) 福岡高判令和 4 年 1 月 19 日・前掲注 1) 参照。

42) 安田・前掲注 37) 140 頁。

この「葬送義務の履行阻害」という構成は前述した従来の学説においても見られるものだが、その意義は明らかではなく、検討を要するものと思われる。

IV 二元説と葬送説の検討

1. 二元説の検討

二元説は、社会で共有されている敬虔感情を全体的に説明するものとして一定の説得力がある。しかし、敬虔感情を構成する敬虔感情 i 及び ii はいずれもかなり漠然としたものであり、これをもって具体的な保護法益としてしまうと、保護法益に基づいて条文所定の各行為態様を説明することは困難である。

死体を丁重に扱いたいという敬虔感情 i については、死体を不敬に取り扱う行為の例として、死体を弄ぶ行為、物のように扱う行為、犯罪の隠蔽等のため利己的に利用する行為が挙げられていた。しかし、それらの行為を防ぐために刑法が損壊・遺棄・領得を禁止していると解した上で、その意義を明らかにすることは極めて困難である。敬虔感情 ii を害する行為として挙げられる死体が視認される状況に置く行為についても、視認性の操作と損壊・遺棄・領得という行為態様との繋がりとは明らかではない⁴³⁾。保護法益を侵害・危殆化する行為の全てを捕捉する必要があるわけではないが、実質的に法益侵害が認められる行為のごく一部を典型的な法益侵害の危険とは無関係に規定された抽象的な行為態様によって切り取るに過ぎないのであれば、行為態様による成立範囲の限定機能はかなり弱いものになりかねない。そのことは、論者自身も、「遺棄」という条文所定の行為態様への該当性判断を、実質的な法益侵害の有無を問う前の段階における形式的限定と位置づけた上で⁴⁵⁾、文言上の要請として「死体に対する客観的な作用」を要求するに留めていることから見て取れる⁴⁶⁾。

43) 松尾・前掲注9) 58頁。

44) 松原芳博『行為主義と刑法理論』（成文堂、2020）114頁は「狭義の死体遺棄罪」には「人目に晒す行為のように、それ自体で死者に対する敬虔感情を危殆化する行為」が含まれるとするが、同様の批判が向けられよう。

45) 松尾・前掲注9) 55頁。

46) 松尾・前掲注9) 56頁。

具体的な意味内容に乏しい行為態様の理解は、処罰範囲の過度の拡張を招くおそれがあるだけでなく、その限界事例において判断を異にする実質的な理由付けを欠き、不合理な区別を生じさせるおそれがある。ビニールシートに覆われている死体を周囲から視認できる状況に置くため、ビニールシートを除去する場合と、死体をビニールシートの外まで移動させる場合を想定する。二元説によると、いずれも敬虔感情ⁱⁱを害するものとして法益侵害が認められるが、前者は「遺棄」にあたる行為がないために不可罰であり、後者は場所的移動あるいは「死体に対する客観的な作用」があるために形式的な「遺棄」該当性が認められ、死体遺棄罪の成立が肯定されることとなる。これは不合理な区別だろう。

2. 葬送説の検討

2.1. 葬送義務

葬送説については、第一に葬送義務の内実が問題となる。本稿は葬送義務者を主体とする不作為の死体遺棄罪を正面から取り扱うものではなく、詳細な検討は行わないが、作為犯としての死体遺棄罪の本質を葬送義務の履行妨害に求める見解との関係で、この点について若干の検討を要するものと思われる。

議論の前提として、法律上、死体の埋葬・火葬を遺族に義務付ける明文の規定は存在しない。墓埋法9条1項は、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」として、一定の場合に死亡地の市町村長が葬送の義務を負うことを規定するに留まる。そのことは刑法上の作為義務として葬送義務が観念し得ないことを意味するわけではなく、判例は、葬祭をなすべき慣習上の責務を負う者が葬祭的意思なく死体を放置する場合に不作為による死体遺棄罪の成立を肯定している⁴⁷⁾。学説上も、個別の論点について対立があるとしても、そのような場合に不作為による死体遺棄罪の成立が認められ得ることには争いがない⁴⁸⁾。

しかし、葬送義務を負う者の典型例とされる遺族についても、自ら死体を葬送することが義務づけられているかは疑問である。警察署や病院から連絡を受けた

47) 大判大正13年3月14日刑集3巻285号。

48) 岩村・前掲注2) 246頁。

遺族が死体の引取りを拒否した場合には、前述した墓埋法9条1項の「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき」にあたり、終局的には死亡地の市町村長によって葬送が行われる⁴⁹⁾。あくまで遺族には自ら死体を葬送する義務があるとする、葬送が可能な限りで、この場合にも、不作為の死体遺棄罪に問われかねない。しかし、死体の引取りを拒否する者に葬送を義務付けることは過剰なものである。

この点については、「配偶者によるDVや親による暴力などに長らく苦しめられた者」に対して葬祭義務を課すことが過度の負担になる場合があることを考慮して「家族が葬祭義務を負うとは言っても、当該家族が自ら死者の葬送を行うことが常に義務付けられるというわけではない」として、「同居の家族が死亡した場合にも、他の親族や行政当局など、葬送を適切に行い得る者にその旨を連絡すれば、不作為の死体遺棄罪は成立しないと解することができる」とする見解が注目に値する⁵⁰⁾。適法に引取りを拒否することができるのであれば、死体が居宅などの遺族の支配領域内にある場合にも同様に解すべきであるから、支持に値するものといえる。

もっとも、死体の引取りや葬送の拒否は、DVや家庭内暴力といった深刻な理由がある場合だけでなく、単に死者との関係が険悪・疎遠であったことや葬送を行う時間的・経済的な余裕がないことを理由とする場合も考えられる。葬送という営みにおける敬虔感情の二面性を考慮すると、葬送という営みは死者を追慕する感情に基づいて行われることが期待されており、社会的にも追慕の感情の発露として受け取られるものと考えられる。そうだとすると、葬送を拒否する理由がいかなるものであったとしても、社会の敬虔感情が葬送を行いたくない者に対して葬送するよう要請するとは考え難い。

したがって、特に不作為による死体遺棄罪において問題となる葬送義務とは、第一次的には適切な葬送を行うことが期待できる者へ連絡・通報する義務であり、それを怠った場合には第二次的に自ら葬送する義務を負う⁵¹⁾。

49) 同項にいう「死体の埋葬又は火葬を行う者」は現実に埋葬または火葬を行うものをいうものと解されており(生活衛生法規研究会監修『築城解説 墓地、埋葬等に関する法律(新訂・第3版)』(第一法規、2017)40頁)、葬送を行わない正当な理由などが要求されているわけではない。

50) 深町晋也『家族と刑法——家庭は犯罪の温床か?』(有斐閣、2021)167頁。

2.2. 葬送の妨害

前述したように、作為による死体遺棄罪については、「葬送義務の履行阻害」がある場合に実質的な法益侵害が認められるとの理解が見られる。しかし、利益侵害や権利行使の阻害ではなく、義務履行の阻害に犯罪の実質があるとの理解にそもそも疑問がある。他方で、保護法益を遺族の個人的利益に求めるのであれば、遺族の葬送する権利を害することに実質があるわけではない。保護法益はあくまで「死体を葬送したい」という形で具体化された敬虔感情であり、それは葬送に個人的な関心を持つ者が葬送への関与を妨げられたことによって当然に害されるものではない⁵²⁾。

そのため、たとえ遺族による葬送を妨げた場合でも、社会通念上許容された方法での葬送が妨げられていなければ、葬送説からは不可罰と解すべきである。たとえば、身元確認調査を妨げる目的で死体を遠く離れた場所まで移動させ人目のつく場所に放置したところ、その死体を発見した警察において身元を確認できず、遺族を発見できなかったことから、その後、身元不明死体として市町村長により葬送されたという場合には、遺族による葬送が妨げられたといえるかもしれないが、社会通念上許容される態様での葬送それ自体を困難にしていないために、不可罰ということになる。

葬送を困難にする程度については、必ずしも葬送説に立つものではないが、「習俗上求められる期間内に埋葬することを不可能または困難ならしめること」が必要だが危険犯であるため埋葬の時期を逸する可能性があれば足りるとする見解⁵³⁾や「埋葬されない可能性が格段に高まり死者に対する公衆の敬虔感情が害されるに至った」段階で死体遺棄罪の成立が認められ、運搬行為だけで死体遺棄

51) 不作為の死体遺棄罪の成立を肯定した裁判例においても、大阪地判平成 29 年 3 月 3 日 (LEX/DB 文献番号 25545976) では「被告人と P7 のみがその存在及び死亡の事実を知っている P6 の死体につき、社会的習俗上の埋葬をせず」という言及が見られ、大阪地判平成 30 年 7 月 2 日 (LEX/DB 文献番号 25449610) も「他人にその存在を明らかにしていなかったのであるから、その死体を葬祭すべき義務を負っていたことは明らかである」と述べる。

52) これに対して、嶋矢・前掲注 23) 678 頁は、単なる葬送ではなく「適切な葬送」との関係で有害性を問題にする。

53) 伊藤・前掲注 1) 248 頁。

罪の成立が認められるのは、「埋葬を困難にするほど長時間にわたり走行し続けるような場合」に限られるとの見解⁵⁴⁾が見られる。しかし、一般的に習俗上葬送が求められる期間を定めることは困難である⁵⁵⁾。葬送説を前提にするのであれば、全く葬送されないことになる可能性に着目するのが素直な理解といえよう。葬送それ自体は最終的に死体と分かる形で発見されれば確実に行われるのであるから、人の死体だと分かる期間内には発見されない危険性を有意に高めた場合でなければ、死体遺棄罪の成立は否定されることになる⁵⁶⁾。

2.3. 葬送説の当否

それでは、葬送の妨害を要求することはそもそも妥当か。

二元説から葬送説に対して、次のような批判がある。同じ刑法 190 条に規定された死体の損壊は必ずしも葬送を阻害するとは限らないが、死体遺棄罪についてのみ葬送の妨害が問題になる理由は明らかにされていない。また、死体を遺族の自宅の前に投棄した場合には死体の発見が容易になっているが、この場合に死体遺棄罪の成立が認められるのであれば、葬送の妨害を処罰根拠と見ることはできないはずである⁵⁷⁾。

しかし、前者の批判については、敬虔感情が刑法 190 条に規定された罪に共通する抽象的な保護法益であるとしても、その保護を全うするために、各行為類型についてより具体的な形で、場合によってはそれぞれ異なる敬虔感情を保護することや、同一の敬虔感情を異なる方法で保護することに問題があるわけではない。むしろ、客体について死体の他にも遺骨・遺髪・納棺物と異なる性質のものを同一の条文で規定していることからすれば、行為類型と客体の組み合わせ次第で敬

54) 高橋・前掲注 1) 170 頁。

55) 不作為の死体遺棄罪は、通報などを行わない状態で相当の期間内に葬送を行わない場合に成立が認められるところ、葬送を行うべき期間が問題になる。具体的状況の下で葬送義務を負い現にそれが可能な者についてその判断が可能であるとしても、その前段階である作為の死体遺棄行為の時点で考慮可能な事情はかなり限定される。もっとも、想定される保管開始時点における死体の腐敗状況が重要であるとする、後述する私見に接近する。

56) もっとも、その趣旨であるとする、「埋葬を困難にするほど長時間にわたり走行し続ける場合」というのは、容易には想定し難い。

57) 松尾・前掲注 9) 58 頁。

虔感情を害するプロセスは異なり得ると考える方が素直である。後者の批判については、前述したように、そのような場合に死体遺棄罪の成立を認めることに疑問がある。

そこで、問題となるのは、葬送自体を阻害する危険がなければ一律に死体遺棄罪の成立を否定することの妥当性である。道路上でAの死体を発見したTは、Aの死体の発見を数日間遅らせるため、休業中のため2週間後まで不在と書かれた近隣の商店の敷地内に死体を運び込んだが、間もなく、興味本位でその敷地内に立ち入ったBがAの死体を発見し、警察に通報したという事案を想定する。この事案では、Tが想定し、客観的にも予測される通りに事態が推移して、2週間に渡ってAの死体が放置され、その腐敗が進んだとしても、葬送が可能な状態で発見されることが見込まれる。他方で、死体が直ちに発見された以上、当該行為によって腐敗が進んだとは認められないから、死体損壊罪にも該当しない。したがって、葬送説に依拠すると死体損壊等罪は成立しない。この帰結は不当なものではないだろうか。この事案を不可罰とすることに問題があるとする、葬送説も妥当ではなく、このような場合を死体遺棄罪によって捕捉できるように別の説明が必要となる。

V 私見

保護法益を具体化するにあたっては、二元説が各行為類型の説明に困難を抱えていたように、その保護法益の理解に基づいて各行為類型が処罰対象となることを合理的に説明できるような形で具体化が必要となる。また、国家が特定の宗教や道徳観に与することになってしまう危険性に留意しなければならない。平野龍一は「宗教的感情は必ずしも万人に共通ではないが、死者に対する敬虔の感情は共通のものである」⁵⁸⁾ことを指摘したが、近時では葬法の多様化からも窺われるように死体に対する敬虔感情も多様化が進んでいることを考慮すると、個々人の考え方の多様性にもかかわらず、死体に対する敬虔感情として共通する部分の

58) 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会、1977) 266 頁。

みが刑法的な保護に値すると考えるべきである。したがって、我々の社会ではほぼ異論なく共通し、死体を遺棄するという行為によって典型的に害されることが見込まれ、それに基づいて成立範囲を明確にすることができるような形で保護法益を具体化することが求められる。

死体は、葬送や保存といった適切な処置が行わなければ自然に腐敗が進んでいく存在である。また、「遺棄」はその意義が曖昧であるにせよ、中心的な意味は捨て置かれた状況に移すこと、あるいはそのような状況のまま放置することにあると思われる。そのため、死体を遺棄する行為は典型的に死体を物理的に損壊する危険のある行為と評価することができる。死体損壊罪における損壊の意義について、判例⁵⁹⁾・通説⁶⁰⁾は一致して物理的損壊を意味するものと解しているところ、死体の物理的損壊が許されないということに争いがないのであれば、死体遺棄罪についても同様に考えることができないだろうか。

もっとも、死体損壊罪における損壊が物理的な損壊であるという解釈は自明のものではない。判例⁶¹⁾・通説は、器物損壊罪における「損壊」の意義については、必ずしも客体の物理的な不良変更を必要としない見解、いわゆる効用侵害説に立っているように、「損壊」の意義が物理的損壊に限定されるのは必然ではない。また、傍論ではあるが死体損壊罪の成立が否定された死体と性交する行為は、敬虔感情を害しないものとは言い難く、物理的損壊への限定は抽象的な保護法益の理解に基づくものでもない。そこで、物理的損壊に限定される根拠が問題となる。まず、財物罪は交換価値或使用価値のある財物を保護の客体とするが、死体は経済取引の対象や他の目的に利用する手段として保護の客体となるわけではなく、効用侵害という観点で損壊の意義を拡張する契機に乏しいことが指摘できる⁶²⁾。それだけでなく、死体の物理的な一体性・不可侵性を保持したまま葬送

59) 最判昭和23年11月16日刑集2巻12号1535頁は、傍論ではあるが、死体損壊罪は死体を物理的に損傷・毀壊する場合であり、死体を相手として性交する行為は含まれないとする。

60) 岩村・前掲注2) 243頁。異論はほぼ見られないが、青柳・前掲注29) 260頁は「原則的には物理的な損壊であるが、信仰感情を著しく害するような行為が含まれると解する余地がある」とする。

61) 大判明治42年4月16日刑録15輯452頁。

したい、あるいは葬送以外の方法でそれが害されることはあってはならない、という敬虔感情は、宗教観や道徳観の多様性にもかかわらず共通のものといえるだろう。死体損壊罪における損壊が物理的損壊と解されるべき根拠はこの点に求められるべきである。つまり、死体損壊罪は、死体を物理的に損壊してはならないという敬虔感情を保護法益とする犯罪と理解されるべきである。

死体損壊罪についてそのような形での保護法益の具体化が可能なのであれば、死体遺棄罪についても保護法益について同様の理解を採った上で、その危険性に着目した犯罪類型と解することが可能だろう。すなわち、死体遺棄罪は、死体損壊罪と同様に、死体を物理的に損壊してはならないという形で具体化された敬虔感情を保護法益とする犯罪であり、「遺棄」とは、場所的・環境的条件の操作によって、死体が物理的に損壊する危険を高める行為であると解すべきである。

私見によると、死体遺棄罪の成立が認められるのは、死体の場所・環境を変化させることで⁶³⁾周囲の状況に由来する損壊の危険を高める場合⁶⁴⁾や、物理的・化学的な意味では損壊する危険が高まらないとしても、発見される可能性を低下させ、あるいは発見を遅らせることによって、葬送・保管されるまでの間に見込まれる腐敗の程度を高めるような場合である⁶⁵⁾。これに対して、単に死体を人目のつく場所に移動させたに留まるような場合には、それによって損壊の危険が高まるとは言い難いから、死体遺棄罪の成立は否定されるべきである。以上のような帰結は、従来の学説よりも死体遺棄罪の成立範囲を狭く捉えるものかもしれ

62) 松原・前掲注20) 533頁・脚注60) は死体の「効用」を想定するのが困難であることに加えて、隠匿行為が「遺棄」行為によって捕捉され得ることを指摘する。

63) 死体を場所的に移動させる場合だけでなく、死体の上に土を被せて埋める場合や周囲に柵を立ててアクセスを遮断する場合のように、死体を移動させることなくその環境条件を変更させる場合も含まれるべきだろう。

64) 腐敗の速度は環境次第で大きく変化することが一般的に知られているところ、環境的な条件を操作することで腐敗が進行する速度を高める場合が典型例であるが、肉食の野生生物の餌食になる可能性のある場所に移動させる行為のように、環境の変化によってその他の物理的な損壊リスクに晒す行為についても同様である。

65) 典型的には死体を土中に埋める行為や、海中に投棄する行為がこれにあたる。もっとも、一般に地上よりも土中の方が死体の腐敗の進行は遅いとされているように、土の中に埋めれば当然に遺棄にあたるわけではない。腐敗や損壊の進行に与える影響を考慮した上で、発覚リスクの低下によって損壊の危険を高めたことが必要である。

ないが⁶⁶⁾、我々の社会でほぼ異論なく共通し、かつ、遺棄という行為態様によって典型的に害されることが見込まれるような保護法益の理解に基づいて成立範囲を明確化することができるという点において、妥当な理解であると考ええる。

VI おわりに

本稿では、作為による死体遺棄罪の成立範囲について、社会一般の敬虔感情という極めて抽象的な保護法益の理解と形式的にはかなり広い意味にもなり得る遺棄という条文所定の行為態様に基づいてそれを画することは困難であるとの問題意識を出発点として、保護法益と遺棄概念の具体化を試みた。

検討の結果を簡単に確認する。まず、保護法益を個人的法益に求める一部の学説については、法益の主体を遺族と捉えるにせよ、死者本人と捉えるにせよ、帰結の妥当性や刑法190条所定の各行為類型の説明に難点があり、社会一般の敬虔感情以外の社会的法益や国家的法益を保護法益とすることも妥当ではないことから、社会一般の敬虔感情を保護法益とした上で、その具体化を志向する必要があることを示した。続いて、近時の学説が主張する、敬虔感情の二面性に基づいてそれを全体的に捉えようとする見解と、敬虔感情を葬送という営みの範囲に限定して保護する見解について、前者に二元説、後者に葬送説と名付けて整理・検討を行い、二元説には各行為類型の説明が困難であるという難点があり、他方で葬送説については葬送の妨害の有無のみを基準とすると帰結の妥当性に疑問があることを示した。そこで、死体損壊罪において損壊を物理的損壊と解する根拠が、死体を物理的に損壊してはならないという敬虔感情が個々人の価値観の相違にもかかわらず共通であることに求められることを明らかにした上で、私見として、死体遺棄罪における遺棄を、場所的・環境的条件の操作によって死体が物理的に損壊する危険を高める行為と解する見解を示した。

本稿は、近時の裁判例において、作為による死体遺棄罪の成立範囲の限界が問われる事案について相次いで判断が示されたことに着想を得たものであるが、そ

66) 原田・前掲注4) 86頁は、「自動車内で殺害した死体を路上に投棄する行為が死体遺棄罪であることは当然視されている」とする。

これらの裁判例についての検討には至らなかった。また、私見に基づく形で具体化された保護法益は、敬虔感情を保護するための中間項ともいうべきものであり、それを所定の行為態様で害したとしても、それが社会通念上許容されるべき葬送である場合のように、最終的に敬虔感情を害しないときには、いずれにせよ死体損壊等罪の成立は否定されるべきである。そのため、本稿は、保護法益たる敬虔感情の全体像と、それがどのような場合に害されたといえるのかを判断するための基準を示すには至っていない⁶⁷⁾。これらの点については、今後の検討課題としたい。

67) 抽象的に敬虔感情を害するといえるかどうかという判断は曖昧にならざるを得ず、その前に各行為類型ごとに想定される具体的な保護法益の侵害プロセスにあてはまるかどうかを判断する段階を置くことには、思考の手順としても合理性があると考え。二元説が展開したような議論は、その次の段階における、最終的に抽象的な敬虔感情を害するものかどうか問われる場面で大いに参考に値するだろう。